

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 18 件

厚生年金関係 18 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成19年1月21日に訂正することが必要である。

また、平成19年1月から同年3月までの標準報酬月額が19万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち平成19年5月から20年3月までを19万円、同年4月から同年8月までを26万円、同年9月及び同年10月を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②のうち、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成20年11月1日から22年7月27日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に、21年4月から同年6月までは標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA事業所における標準報酬月額に係る記録を20年11月から21年8月までは26万円及び同年9月から22年6月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年1月21日から同年4月16日まで
② 平成19年4月16日から22年7月27日まで

平成18年12月から22年7月27日までA事業所に勤務した。19年1月21日に正社員になり、その後は厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②について、給料明細書と国（厚生労働省）の記録が相違しており、厚生年金保険料を多く引かれているので、これに見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人がA事業所に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）の記録におけるA事業所の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日として記録したとは考え難いことから、事業主が平成19年4月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、平成19年4月16日から22年7月27日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において、保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間②のうち、平成19年4月16日から20年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから特例法を、同年11月1日から22年7月27日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、当該期間のうち、特例法の適用期間である平成19年4月16日から20年11月1日までの期間については、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書（申立人提出分と税務署保管分）により認められる厚生年金保険料控除額及び給与支給額から、平成19年5月から20年3月までは19万円、同年4月から同年8月までは26万円、同年9月及び同年10月は24万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給

与支払明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び給与支給額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は上記給与明細書により認められる保険料控除額及び給与支給額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成19年4月の標準報酬月額については、申立人の提出した給与明細書により認められる給与支給額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、上記期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②のうち、平成20年11月1日から22年7月27日までの期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると20年11月から21年8月までは18万円及び同年9月から22年6月までは14万2,000円となっている。

しかし、申立人から提出された給与支払明細書から判断すると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に、21年4月から同年6月までは標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められる。

したがって、申立人のA事業所における標準報酬月額の記録を平成20年11月から21年8月までは26万円及び同年9月から22年6月までは22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年6月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円、同年11月から15年5月までは24万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月から同年10月までは24万円、同年11月は26万円、同年12月及び16年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月から同年12月までは24万円、17年1月は26万円、同年2月から同年8月までは24万円、同年9月から同年11月までは26万円、同年12月から18年3月までは24万円、並びに同年6月は24万円とすることが必要である。

申立人の申立期間④から⑦までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間④は15万5,000円、申立期間⑤は23万円、申立期間⑥は12万7,000円及び申立期間⑦は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月12日から同年6月1日まで
② 昭和53年6月1日から55年4月1日まで
③ 平成13年6月1日から18年7月1日まで
④ 平成15年8月5日
⑤ 平成15年12月25日

- ⑥ 平成16年8月9日
- ⑦ 平成16年12月27日
- ⑧ 平成17年7月31日
- ⑨ 平成17年12月26日

申立期間①については、勤労学生（看護学生）としてほぼ毎日勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。申立期間②については、オンライン記録の標準報酬月額よりも、実際に支給された給与総額の方が高かったと記憶している。申立期間③については、標準報酬月額が、実際に支給された給与総額より大幅に低い。申立期間④から⑨までについては、賞与額が年金額に反映されていないので、申立期間②から⑨までの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間③については、標準報酬月額の相違について、④から⑨までについては、賞与の厚生年金保険記録が無いとして、それぞれ申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間③については、オンライン記録によると、申立人の申立期間③における標準報酬月額は、当初11万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年9月15日に、24万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（24万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（11万8,000円）となっている。

しかしながら、申立人が保管する給料及手当支給表及びA法人（平成2年11月にB医院から名称変更。）の委託税理士事務所が保管する賃金台帳（以下「給料及手当支給表等」という。）から、申立期間③（平成18年4月及び同年5月を除く。）については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成13年6月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円、同年11月から15年5月までは24万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月から同年10月までは24万円、同年11月は26万円、同年12月及び16年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月から同年12月までは24万円、17年1月は26万円、同年2月から同年8月までは24万円、同年9月から同年11月までは26万円、同年12月から18年3月までは24万円、並びに同年6月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9

月15日に、当該期間に係る報酬月額を訂正する旨の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間④から⑦までにおける申立人に係る標準賞与額については、給料及手当支給表等から、申立人は、申立期間④は15万5,000円、申立期間⑤は23万円、申立期間⑥は12万7,000円及び申立期間⑦は22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月15日に、事業主が申立期間④から⑦までについて、当時事務手続を行っていなかったとして届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間①については、申立人は、看護学校に通いながらほぼ毎日、A法人に勤務していたとしている。

しかし、申立人が申立期間当時、看護学生であったとして名前を挙げた同僚3人に照会したところ、そのうち2人は、試用期間（見習期間）があったとしている上、うち一人は、試用期間は厚生年金保険には加入していなかったと供述している。

また、オンライン記録によると、申立人と同期入所の同僚一人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は申立人と同じく昭和53年6月1日であることが確認できる。

さらに、A法人の事業主の妻（当時の経理担当者）は、「当時、学生は採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

- 5 申立期間②については、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額よりも、実際に支給された給与総額の方が高かったと主張している。

しかし、申立人と看護学校で同期であった同僚は、「最初の2年間は住み込みであった。宿舍代、食事代を引かれ手取りは3万円少々であったので標準報酬月額は間違いない。」としており、申立人が記憶している手取り額とほぼ同額である。

このほか、A法人には申立期間②に係る賃金台帳等、申立人の給与に関する資料は保存されておらず、申立期間②の保険料控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

6 一方、申立期間③のうち、平成18年4月及び同年5月の標準報酬月額については、給料及手当支給表等から、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（11万8,000円）が、オンライン記録の標準報酬月額（11万8,000円）と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

7 また、申立期間⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給料及手当支給表等から、平成17年7月31日は10万円、同年12月26日は13万円の賞与の支払いを受けたことは確認できるものの、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を54万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、事業主が当該賞与に係る届出を行っていなかったため、年金額に反映されていない。申立期間について標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、当該事業所が保管する平成17年下期賞与支給明細書から、申立人は、54万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与に係る届出を行っていなかったため、年金額に反映されていない。申立期間について標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、当該事業所が保管する平成17年下期賞与支給明細書から、申立人は、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、事業主が当該賞与に係る届出を行っていなかったため、年金額に反映されていない。申立期間について標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、当該事業所が保管する平成17年下期賞与支給明細書から、申立人は、50万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

申立期間に支給された賞与について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与に係る届出を行っていなかったため、年金額に反映されていない。申立期間について標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、当該事業所が保管する平成17年下期賞与支給明細書から、申立人は、50万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与に係る届出を行っていなかったため、年金額に反映されていない。申立期間について標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、当該事業所が保管する平成17年下期賞与支給明細書から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を78万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与に係る届出を行っていなかったため、年金額に反映されていない。申立期間について標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、当該事業所が保管する平成17年下期賞与支給明細書から、申立人は、78万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を112万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与に係る届出を行っていなかったため、年金額に反映されていない。申立期間について標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、当該事業所が保管する平成18年下期賞与支給明細書から、申立人は、112万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を89万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与に係る届出を行っていなかったため、年金額に反映されていない。申立期間について標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、当該事業所が保管する平成18年下期賞与支給明細書から、申立人は、89万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を49万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与に係る届出を行っていなかったため、年金額に反映されていない。申立期間について標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、当該事業所が保管する平成18年下期賞与支給明細書から、49万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を119万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与に係る届出を行っていなかったため、年金額に反映されていない。申立期間について標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、当該事業所が保管する平成18年下期賞与支給明細書から、申立人は、119万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与に係る届出を行っていなかったため、年金額に反映されていない。申立期間について標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、当該事業所が保管する平成18年下期賞与支給明細書から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与に係る届出を行っていなかったため、年金額に反映されていない。申立期間について標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、当該事業所が保管する平成18年下期賞与支給明細書から、申立人は、100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月9日は52万6,000円、18年12月8日は57万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年12月8日

申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与に係る届出を行っていないため、年金額に反映されていない。申立期間について標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額について、当該事業所が保管する平成17年及び18年下期賞与支給明細書から、申立人は、申立期間①については52万6,000円、申立期間②については57万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月9日は55万5,000円、18年12月8日は53万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年12月8日

申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与に係る届出を行っていなかったため、年金額に反映されていない。申立期間について標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額について、当該事業所が保管する平成17年及び18年下期賞与支給明細書から、申立人は、申立期間①については55万5,000円、申立期間②については53万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年12月8日

申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与に係る届出を行っていなかったため、年金額に反映されていない。申立期間について標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額について、当該事業所が保管する平成17年及び18年下期賞与支払明細書から、申立人は、申立期間①及び②ともに150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年12月8日

申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与に係る届出を行っていなかったため、年金額に反映されていない。申立期間について標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額について、当該事業所が保管する平成17年及び18年下期賞与支払明細書から、申立人は、申立期間①及び②ともに150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年1月から同年3月18日まで
② 昭和19年3月19日から20年12月1日まで

昭和19年1月から25年4月29日までA社及びB法人に継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社及びB法人に事務職として勤務していたと主張しているが、申立期間①及び申立期間②のうち昭和19年3月19日から同年9月30日までの期間については、労働者年金保険法の適用期間であり、同法においては、炭鉱及び工場等で働く男性の肉体労働者のみを被保険者としていたため、制度上、申立人は、労働者年金保険法の被保険者となることのできない期間である。

また、申立期間②のうち昭和19年10月1日から20年12月1日までは、
i) 申立人が勤務したと主張しているA社及びB法人の被保険者名簿に申立人の氏名を確認することができないこと、ii) C社の厚生年金保険担当者は、「申立期間について、申立人の在籍記録ならびに社会保険に関する取扱について確認を行いました。当事業所にはその事実を確認できる申立人の記録は残存していませんでした。」と回答していること、iii) 申立人が上司として記憶している3人については、いずれも姓のみの記憶しかないことなどから、申立人のA社及びB法人における勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月5日から32年8月11日まで

日本年金機構から届いた「脱退手当金を受け取られたかどうかのご確認について」のはがきによると、申立期間については昭和32年9月13日に脱退手当金が支給されているとの内容であるが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険被保険者番号*番から*番(申立人は*番)のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和32年の前後各2年(昭和30年から34年)に資格を喪失した女性で、同社単独で脱退手当金の支給要件を満たす者は35人確認できるところ、29人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち25人については、資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人について事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の支給金額、支給年月日等が記載されていることが確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和32年9月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来の制度の趣旨からすると過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすることから、脱退手当金支給日以前に未支給期間は存在しないこととなるが、申立人の年金記録を見ると、申立期間以前に脱退手当金が未支給となっている被保険者期間が認められる。しかし、この脱退手当金が未支給となっている厚生年金保険被保険者期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時においては、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未支給期間が存在して

も不自然とまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。